

第1回 戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議 議事録

日 時： 令和元年5月23日（木）10：00～12：00

場 所： TKP 虎ノ門駅前カンファレンスセンター ホール2A
東京都港区虎ノ門1-4-3 NT 虎ノ門ビル

出席者： 構成員

増田座長、羽毛田構成員、赤木構成員、浅村構成員、畔上構成員、
篠田構成員、染田構成員、竹之下構成員、戸部構成員、浜井構成員、
秀平構成員、水口構成員

事務局

谷内社会・援護局長、八神大臣官房審議官、泉援護企画課長、
吉田事業課長、皆川事業推進室長

オブザーバー

外務省、防衛省

○吉田事業課長 本日は、お忙しい中、お集りいただきまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第1回「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」を開催いたします。

私は、当会議の事務局を務めます厚生労働省社会・援護局事業課長の吉田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、谷内社会・援護局長より御挨拶申し上げます。

○谷内社会・援護局長 皆さん、おはようございます。社会・援護局長の谷内でございます。

本日は、御多忙のところ「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」に御参集いただき、ありがとうございます。

戦没者の遺骨収集は国の責務でございます。戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づきまして、平成28年度から令和6年度までを遺骨収集の集中実施期間と定め、事業を実施しております。今般、戦没者の遺骨収集に関しまして、関係者の合意形成を改めて図るとともに、広く国民の理解を得るために、本検討会議を開催することとし、有識者、御遺族、遺骨収集の担い手や専門家である皆様に御参集いただいたところでございます。

本検討会議におきましては、集中実施期間におきます目標設定とともに、その達成に向けた効果的な取組、また近年のDNA鑑定技術などの進捗・進歩を踏まえまして、今後の鑑定の方向性を示すとともに、技術の向上策、主にこの2点につきまして、構成員の皆様に幅広い観点から御議論を重ねていただきまして、今年の夏を目途に一定の取りまとめをお願いしたいと考えております。

この検討会議におきまして、忌憚のない御議論をいただきますよう、構成員の皆様をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

○吉田事業課長 それでは、大変恐縮ですが、この先は座ったままで進行させていただきたいと思っております。

初めに、当会議の構成員の皆様方を名簿順に従って御紹介申し上げたいと思っております。

初めに、JYMA日本青年遺骨収集団の理事長、赤木衛構成員でございます。

○赤木構成員 赤木でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田事業課長 続きまして、信州大学医学部法医学教室教授の浅村英樹構成員でございます。

○浅村構成員 浅村でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田事業課長 続きまして、日本遺族会専務理事の畔上和男構成員でございます。

○畔上構成員 畔上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○吉田事業課長 本日は、御欠席でございますが、作家の神津カンナ構成員も参画いただいております。

続きまして、日本人類学会の会長で、国立科学博物館の副館長でございます篠田謙一構成員です。

- 篠田構成員 篠田です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 吉田事業課長 続きまして、防衛医科大学校医学教育部医学科助教の染田英利構成員でございます。
- 染田構成員 染田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 吉田事業課長 続きまして、日本戦没者遺骨収集推進協会の専務理事、竹之下和雄構成員でございます。
- 竹之下構成員 竹之下です。よろしくお願ひいたします。
- 吉田事業課長 続きまして、防衛大学校名誉教授、国際日本文化研究センター名誉教授の戸部良一構成員でございます。
- 戸部構成員 戸部でございます。よろしくお願ひいたします。
- 吉田事業課長 続きまして、昭和館館長の羽毛田信吾構成員でございます。
- 羽毛田構成員 羽毛田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 吉田事業課長 続きまして、帝京大学学修・研究支援センター准教授の浜井和史構成員でございます。
- 浜井構成員 浜井でございます。よろしくお願ひいたします。
- 吉田事業課長 続きまして、岡山県遺族連盟理事、岡山県笠岡市遺族会会長の秀平良子構成員でございます。
- 秀平構成員 秀平でございます。よろしくお願ひいたします。
- 吉田事業課長 続きまして、平和祈念展示資料館名誉館長、立正大学法学部名誉教授の増田弘構成員でございます。
- 増田構成員 増田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 吉田事業課長 続きまして、東海大学医学部客員教授の水口清構成員でございます。
- 水口構成員 水口と申します。よろしくお願ひいたします。
- 吉田事業課長 続きまして、オブザーバーの出席者の御紹介を申し上げます。
外務省南部アジア部南東アジア第二課の松田課長補佐でございます。
- 外務省オブザーバー お願ひいたします。
- 吉田事業課長 防衛省大臣官房文書課、谷古宇情報公開査察官でございます。
- 防衛省オブザーバー 防衛省の谷古宇でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 吉田事業課長 続きまして、事務局側の出席者の御紹介を申し上げます。
社会・援護局長、谷内でございます。
それから、泉援護企画課長でございます。
- あと、八神援護担当審議官、皆川事業推進室長も出席予定ですが、所用で遅れて参ります。よろしくどうぞお願ひいたします。
- あらかじめお断りを申し上げます。御案内のとおり、当会議は、開催要綱に基づきまして公開とさせていただいております。
- 続きまして、開催要綱におきましては、構成員の互選によりまして座長を選出すること

としておりますが、この点につきまして、どなたか御意見いただけますでしょうか。

○竹之下構成員 増田弘先生を推薦いたします。先生は、平和祈念展示資料館名誉館長のみならず、昭和館にもかかわっておられますし、元援護審査会の会長も務めていただきまして、援護行政に非常に多くの知見をお持ちなので、適任かと存じます。

○吉田事業課長 ただいま、増田構成員を座長にという御意見がございましたが、この点につきまして、皆様方、御意見ございますでしょうか。

特に御意見なしでありましたので、それでは増田構成員に座長をお務めいただきたいと思っております。大変恐縮ですが、増田構成員におかれましては、座長席に御移動をお願いしたいと思っております。

(増田構成員 座長席に移動)

○吉田事業課長 続きまして、増田座長には大変恐縮ですが、あらかじめ座長代理を御指名いただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○増田座長 昭和館の館長でもいらっしゃいます羽毛田さんにぜひお願いしたいと思っております。

○吉田事業課長 羽毛田構成員、いかがでございましょうか。

では、どうぞよろしく願いいたします。恐縮ですが、羽毛田構成員も座長代理席のほうに御移動いただければと思います。

(羽毛田構成員 座長代理席に移動)

○吉田事業課長 それでは、これから議題に移りますが、冒頭の撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。以降の撮影につきましては、恐縮ですが、お控えいただきますようお願い申し上げます。

(カメラ撮影終了)

○吉田事業課長 それでは、恐縮です。早速、増田座長に進行をお願いしたいと思います。

○増田座長 増田でございます。まだまだ未熟でございまして、私よりもむしろ適任の方々がいらっしゃるかと思いますけれども、御指名でございますので、謹んでお受けさせていただきます。

それでは、初めに、資料の説明とワーキンググループの開催についての説明を事務局からお願いしたいと思います。

お手元の資料にありますとおり、まず「推進法による遺骨収集事業の概要」、それから「推進法施行下における遺骨収集事業の実際」までといたしまして、その後、各構成員の方々から御意見、御質問をいただきたいと思っております。

それでは、よろしく願いいたします。

○吉田事業課長 それでは、資料の説明に移らせていただきたいと思っておりますが、初めに、改めて恐縮ではございますけれども、この会議の目的につきまして、ここで若干御説明させていただきます。

まず、本会議の開催に至る、私どもの経緯について若干御説明申し上げますと、まず、

遺骨収集の収容状況でございます。後ほど御説明いたしますけれども、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律が平成28年に成立いたしましたして、平成28年度から令和6年度までを集中実施期間として、現在、取組を進めているところでございます。

一方、戦没者、約240万人、海外で亡くなられておりますけれども、そのうち収容できたものが128万柱となっております。相手国の事情など、収容が難しいものを除きますと、いまだに59万柱の御遺骨が未収容として海外に残されているという状況でございます。近年の遺骨収集につきましては、ここ数年、年間1000柱を下回っております、一方、その担い手となります御遺骨の収集団につきましては、年を重ねて高齢化が進んでいるという現状でございます。これが遺骨収集の状況でございます。

また、御帰還いただきました戦没者の御遺骨につきましては、DNA鑑定などによりまして御遺族のもとに可能な限りお返しするという取組として進めてございますけれども、特に南方等で発見された御遺骨につきましては、技術的な困難性、特に遺留品などの手がかりがない場合については、なかなか身元特定に至らないという現状がございます。一方、御遺族の期待は、技術の進展あるいは普及に伴いまして、大変高いという状況でございます。

また、身元特定のみならず、現地での人種鑑定なども含めまして、さまざまな法医学分野での各種技術の進歩がありまして、そういったことも背景に、今後、しっかり議論して取組に加えていく必要があるのではないかとといった問題意識を私ども、持っております、そのような状況のもとに今般の検討会議の開催に至ったところでございます。

本会議につきましては、先ほど局長からもお願い申し上げましたけれども、まずはこの法律に定められました集中実施期間における目標を具体的に定め、その目標のもとに、今後どのように効果的な取組を進めていったらいいのかという点について、ぜひ御提言いただきたいと思っております。また、先ほど申し上げました、近年の鑑定技術の進歩なども踏まえまして、今後の鑑定の方向性などにつきましても、ぜひとも御提言いただければと思っている次第でございます。

今日、第1回目といたしまして、以後、数回、議論を重ねていただきたいと思っております、できますれば、今年7月頃までに一定の成果として中間的な取りまとめをぜひお願いできればと、私ども、考えておりました、その結果を踏まえまして、今後の事業の推進などに対しまして、私どももしっかり取組を進めてまいりたいと、かように考えているところでございます。

それから、本会議につきましては、開催要綱に基づきまして、この会議のもとに、法医学鑑定の専門家などに御参集いただきまして、ワーキンググループを構成・開催することといたしております。お手元でございます開催要綱の資料の別紙2を御覧いただきたいと思っております。本日、御参加いただきました4人の構成員の先生方に加えまして、京都大学大学院医学研究科法医学講座の教授であります玉木敬二構成員には、法医学鑑定ワーキンググループに加わっていただきまして、とりわけ法医学鑑定分野などにおけます技術的な

側面でのさまざまな御議論をいただき、論点などを整理していただいた上で、後にこの検討会議の場で御説明、御報告いただきながら、皆様方に御議論いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

では、早速でございますが、資料の御説明に移らせていただきたいと思ひます。お手元の「第1回戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」という資料をお開きいただきたいと思ひます。

大きく分けまして、3部構成となっております。「推進法による遺骨収集事業の概要」「推進法施行下における遺骨収集事業の実際」、さらに「推進法施行後の遺骨収集事業の進捗」という項目で整理させていただいてございます。

初めに「推進法による遺骨収集事業の概要」につきまして、資料に沿って御説明申し上げたいと思ひます。

3ページ、4ページをお開きください。

3ページが地域別分布を表しました戦没者遺骨収集の概況、とりわけ戦没者と収容できました御遺骨の数、さらに残された御遺骨の数を地図にまとめたものでございます。

4ページの概要を御覧いただきたいと思ひます。

昭和27年度以降、厚生労働省、当時は厚生省でございましたけれども、海外の戦没者の遺骨収集を実施してきてございますが、先ほども申し上げましたとおり、海外戦没者の数が約240万人と推定されておまして、そのうち既に本邦にお帰りいただいた、収容できた御遺骨が全体で128万柱でございます。差し引きいたしますと、残り112万柱ほどがまだ戦地などに残されておまして、そのうち艦船などとともに海深く沈んでしまった御遺骨が約30万柱、それから相手国の事情によりまして、現在でも収容困難な御遺骨が23万柱となっております。今、申し上げました30万柱、23万柱を除きましても、最大で59万柱が収容可能とされておりますが、これが今日の状況でございます。

下の箱を御覧いただきたいと思ひます。これまでの遺骨収集事業の推移につきまして、簡単に御説明申し上げたいと思ひます。

終戦後、陸海軍の兵士の方々などが復員されるときに、一緒に戦地で戦われた戦没者、同僚の方々の御遺骨を伴って日本にお帰りいただいた分がでございます。これが93万2000柱とされております。

さらに、終戦後も外地・戦域などに残された御遺骨につきましては、昭和27年度に第1次の政府によります遺骨収集事業として取組を開始いたしました。当時は、主要戦域となりました地域を、船を傭船いたしまして、順次、御遺骨を収容して回ったという状況でございました。そのときは、専ら目にとまる御遺骨を収集することで手いっぱいだったと伺っておりますが、昭和32年度までに政府事業としてはおおむね終了したということで区切りをつけてございます。このときに収容できました御遺骨が約1万2000柱とされてございます。

その後、昭和40年代までは政府によります遺骨収集はなされておらず、その間、御遺族あるいは戦友の方々が独自の活動として、海外で引き続き遺骨収集に取り組まれていた状況がございました。

昭和42年に至りまして、旧戦域に数多く残された御遺骨がまだあるのではないかと。また、開発などによって御遺骨が発見されるといった事象・御指摘が多くなされました。これを踏まえまして、政府といたしましては、6年計画で遺骨収集を開始いたしました。この時点から、航空便の利用ですとか、現地の作業におきましては、現地の方々にお手伝いいただくということも開始したところでございます。この取組が昭和47年まで続きまして、この間に約11万5000柱の収容を行いました。

さらに、昭和48年からは、第3次以降の取組といたしまして、それまでは戦友・遺族の方々に対しては全くのボランティアでございましたが、政府予算に補助金制度を創設いたしまして、渡航費の3分の2、平成13年度からは3分の3、全額相当につきまして負担するという取組を開始いたしました。遺骨収集に関心も高まっておりまして、この間、横井庄一さんが救出されるということも含めまして、遺骨収集に関しての取組を強化してきたところでございます。

さらに、51年度からは、同じ予算組みの中ですが、新たに御遺骨が見つかった場合には、その後、遺骨収集を実施するという取組を行ってきたところでございます。なお、近年に至りましては、遺骨情報の減少が原因となりまして、収容実績がなかなか思うように進まないという状況がございました。この際には、民間団体の協力をいただきまして、積極的に海外に情報を集めに行くという取組も開始したところでございます。

それを受けまして、平成28年に、先ほど説明申し上げました遺骨収集推進法が成立したという状況でございます。

5ページは、戦没者の遺骨収集に係る予算の推移を示したものでございます。法律ができました平成28年度以降、23億から24億円ぐらいの予算獲得に至っておりまして、御覧のような推移をいたしてございます。赤いところは、後ほど御説明いたしますが、指定法人である日本戦没者遺骨収集推進協会に対します委託費の割合でございます。

6ページ、7ページは、その予算の内訳でございます。内容につきましては、時間の関係上、割愛させていただきますが、大きく分けると、硫黄島に係る予算が今年度で13億5900万円、その他、南方・ソ連地域におけます遺骨収集の予算が7億5500万円ほどとなっております。

8ページをお開きいただきたいと思います。戦没者の遺骨収集の推進に関する法律でございます。平成27年9月に議員立法として衆議院の厚生労働委員会に提出されまして、衆議院で可決いたしました。その後、継続審議となりましたが、参議院に移りまして、平成28年2月に参議院の厚生労働委員会で可決し、3月23日に衆議院に回付された後、同年3月24日に可決・成立いたしましたところでございます。いずれも全会一致でございました。この際に、参議院では附帯決議がなされまして、国会に状況報告することという内容も付き

れたところでございます。

法律の概要でございますが、太字のところ、平成28年度から、当時は平成36年度、改元がなされまして、令和6年度までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすることが規定されました。また、外務・防衛の各大臣との連携なども図ることとされてございます。

また、政府におきましては、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画を策定することが規定されまして、後に閣議決定をしているところでございます。

また、遺骨収集の取組といたしまして、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができると認められる法人を定めるということで、厚生労働大臣が指定することといたしました。

また、この法律によりまして、戦没者の遺骨収集は国の責務と定められましたが、具体的には、厚生労働省の設置法にこの遺骨収集が所掌事務として明記される措置が行われました。

施行が平成28年4月1日でございます。

9ページ、10ページが閣議決定によります基本的な計画の概要でございます。

主に4項目ございますが、1点目は、集中実施期間を改めて閣議決定されました。平成28年度から令和6年度までを集中実施期間とし、とりわけ平成29年度までを情報の収集に集中的に取り組む期間と定められました。

また、関係行政機関との連携協力。

さらには、事業計画の策定を厚生労働省が行い、取組方針に即しまして各年度に実施指針を策定し、指定法人にお示しすることといたしました。指定法人のほうは、当該実施指針に即しまして実施計画を策定し、これに基づいて具体的な事業を展開することになってございます。

なお、厚生労働省の役割といたしましては、指定法人に対する指導監督に加えまして、政府間での主体的な取組、協議が必要な場合には、厚生労働省が直接実施することとになってございます。

また、戦没者の遺骨の鑑定等につきましては、DNA鑑定等につきましての規定もなされたところでございます。

10ページは、各地域で具体的に行うべき取組方針を定めたものでございます。沖縄、硫黄島、それ以外の遺骨収集を推進する地域、また現地政府機関との協議が必要な地域に分けて、それぞれ取り組むべき課題を明記したところでございます。

11ページを御覧いただきたいと思っております。関係行政機関との連携協力でございます。

外務省におかれましては、各国の関係当局との協議等への御支援、それから、遺骨収集の実施に当たりまして、円滑に進むよう、関係在外公館によります支援をいただいているところでございます。また、関係する各在外公館におきましては、戦後処理関連業務の担当者を御指名いただき、具体的な活動を行っていただいているところでございます。

防衛省におかれましては、硫黄島におきます遺骨収集の人員、あるいは御遺骨の輸送支援、滑走路などの調査に当たりましての技術的知見の提供等の御支援をいただいているところでございます。また、海外から御帰還される御遺骨につきましては、御覧のように、艦船によりまして日本にお運びいただくという取組も行っていただいているところでございます。

続きまして、12ページは、先ほど申し上げました指定法人の概要でございます。

この指定法人につきましては、法律に基づきまして、戦没者の遺骨の情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、厚生労働大臣が指定するものとしてございまして、具体的には、平成28年8月19日に指定し、同年10月以降、指定法人としての活動を開始しておるところでございます。

その指定法人の名称は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会でございます。

14ページをお開きいただきたいと思っております。その指定法人の概要でございます。

15ページに役員の方々のお名前などを掲げてございます。会長は、参議院議員の尾辻秀久先生でございます。

16ページに遺骨収集推進協会の組織図をお示ししてございます。体制について、御覧いただきたいと思っておりますが、4月1日現在で、常勤の方々の方が19名、臨時職員の方が1名という構成で活動を進めておられます。構成につきましては、総務部門を取りまとめるセクション、地域ごとに事業の推進を図る事業部の2部構成という体制となっております。以上が推進協会の内容でございました。

引き続きで恐縮ですが、「推進法施行下における遺骨収集事業の実際」の場面などにつきまして、資料に基づき御説明させていただきたいと思っております。

まず、現地におきます遺骨調査団あるいは遺骨収集団の構成がどのようになっているかということにつきまして、具体的な例をお示ししてございます。

上の○、4つでございますが、まず政府派遣団と現地通訳などから構成されます調査団・収集団が、遺骨収集や現地調査を行ってございまして、これには現地の鑑定人あるいは現地政府の職員などが同行する場合もございます。

期間につきましては、おおむね1週間から3週間にわたりまして、特に南方では、高温・多湿の僻地で、必ずしも良好とは言えない宿泊環境において、人力や手作業を含む作業を鋭意行っていただいているところでございます。この政府派遣団の中には、戦友あるいは御遺族なども参加いただいております。結果として高齢の方が多くなってきてございます。

一方、学生ボランティア、自衛隊OBの方々も積極的に御参加いただいているところがございます。

下の図は、主だった構成メンバーを図式化し、イメージとしてお伝えしたいということでお示したものでございます。

ある調査の遺骨調査団の構成は御覧のとおりになってございますが、戦没者の御遺族2

名にも参加いただいたときには、それぞれ76歳、77歳、戦友団体からの御参加も76歳、77歳。一方、学生ボランティアなどは46歳の方に御参加いただいております。

一方、遺骨収集団につきましては、下の構成を御覧いただきたいと思いますが、御遺族が4名でございましたが、64歳から76歳、戦友団体からも73歳から77歳。一方、学生ボランティアの方は、20歳から23歳の間での年齢構成となっておりました。

以上、構成の状況でございます。

次に、19ページを御覧いただきたいと思いますが。情報収集・遺骨収集の主だった流れを簡単にお示ししてございます。

まず、遺骨収集を行う場合には、どこに御遺骨があるのか、どこに行けば御遺骨を探し当てることのできるのかといったことを、海外の旧対戦国が作り出した日本人戦没者の埋葬などに関する資料のもとに調査を行います。また、そういった資料をもとに現地調査を行い、実際に踏査しながら、御遺骨の所在を確かめてまいります。さらには、戦友など、御生還された方から、当時の記憶に基づきまして情報収集なども行ってきているところがございます。こういった情報をもとに具体的な遺骨収集の計画を策定いたしまして、さらに具体的な遺骨収集に移るといった流れとなっております。

なお、御帰還いただきました御遺骨につきましては、可能な限りDNA鑑定などを行いつつ、御遺族のもとにお返しいたしますが、どうしても身元の特定に至らない御遺骨につきましては、最終的に千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨するという流れになってございます。

20ページは、具体的な現地調査の行動について、お示しした資料でございます。

現地調査につきましては、国内での情報収集、海外での情報収集に分かれます。また、海外では、日本から行った調査団が聞き取りをしながら各地を回るといった活動。それから、現地にもともと生活拠点がある方などに委託しまして、日常的に情報収集活動を行っていただく現地の調査員からの情報収集などに分けることができます。

主だった地域は、御覧のような対象地域となっております。

続きまして、21ページ以降が遺骨収集の実際の作業の流れをお示しした資料でございます。先ほど御説明しました、厚生労働省と指定法人である日本戦没者遺骨収集推進協会との間で、法律に基づきます指定を根拠といたしまして委託契約を結び、必要な予算の執行を行っております。これに基づきまして、指定法人は具体的な派遣団の構成を進めていただき、現地に赴くという流れとなっております。実際には、現地に行きますと、まず重機を使う場合には、このような形で大きく掘り下げていくこととなりますが、最終的に御遺骨にたどり着いた場合には手作業によって、丁寧に丁寧に収容作業を行うという主だった流れとなっております。

具体例としまして、幾つかの地域におきます活動状況をお示しした資料が22ページ以降にございます。

1つの例でございますが、平成30年度に東部ニューギニア戦域で行いました遺骨収集の状況でございます。このときは3班に分かれて実施いたしましたが、そのうちの第3班は

オロ州のエオラクリークという場所に入っていました。このエオラクリークというのは、オーストラリアで発見されました日本人戦没者の埋葬に関する情報に基づきまして、日本で収集しました情報あるいは現地の有識者などから情報を集めました内容と符合させ、これが一致したということで、現地調査したものでございます。

具体的には、23ページ以降を御覧いただきたいと思っております。平成30年度は、このような状況で実施いたしました。

具体的な活動状況は、24ページに写真でお示ししてございますが、このエオラクリークはヘリコプターを使わないと中に入れない場所でございます。ヘリを借り上げ、現地入りいたしました。さらには、ヘリの着陸地点から現場までは歩いて移動するというところでございました。また、現地入りに際しましても、現地の方々の協力をいただいておりますが、場合によっては、このように現地の風習・習慣などに従って、例えばこの場合には、先祖に語りかけるという儀式をとり行つたと伺っておりますが、このようなことを行う場合もでございます。

このときには、日本軍がつくつたと思われる塹壕跡などが発見されまして、御覧のように掘り進めながら調査を進めてきたところでございまして、若干の御遺骨、それから日本人戦没者が残したと思われる遺留品などが発見されました。ただ、今後、引き続き、調査・収集が必要という状況でございます。

25ページが旧ソ連抑留中に亡くなられた戦没者の遺骨収集の状況をお示したものでございまして、平成30年度のハバロフスク地方におきます収集派遣の状況を御覧いただきたいと思っております。

25ページには、結成時から、現地入りをした際の、地方行政などに対する表敬や打ち合わせなどの状況。

26ページには、実際の収容作業をお示ししてございます。主に、当時、日本人の抑留者が収容されておりました収容地近くに、そこで亡くなられた方々の埋葬場所が点在しておりまして、この場合には地図などを頼りに、このような形で筋掘りをしながら埋葬場所を捜し当てるといった作業をしていただいたと伺っておりまして、場所によっては、このように蚊が多い地域で、草を燃やして蚊をよけたり、場所によっては、脳炎を引き起こすダニが出るということで、現地入りをする際には予防接種を行っていくという取組もしてございます。

実際、御遺骨が見つかりますと、写真のように丁寧に収骨し、一旦、仮安置所などに集めて保管いたします。集められた御遺骨につきましては、鑑定人によりまして日本人の御遺骨かどうかの確かめをいたしまして、確認できたもののみを日本に送還することになります。また、この間、DNA鑑定に必要な検体の採取も作業工程で行ってございます。最終的には、御覧のとおり、派遣団長あるいは団員の皆様によりまして追悼行事、焼骨を行い、茶毘に付した後に日本にお帰りいただくという流れとなっております。

27ページ以降が硫黄島での活動状況をお示したものでございます。硫黄島につきまし

ては、後ほど取組状況について、改めて御説明いたしますが、御覧のとおり、平成30年度の第4回の収集派遣時の状況を27ページ以降にお示ししてございます。

派遣団員の方々と打ち合わせをした後、現地入りをいたしますが、硫黄島の場合には地下壕の収容作業が数多くございまして、御覧のとおり、送風管で中の地熱を下げた後に、一定程度下がったことを確認して、壕内に入って作業を行うということがございます。また、陸上自衛隊によりまして、不発弾の処理、あるいは壕内の毒ガスの検知などについても御協力いただいているところでございます。

これも、御遺骨が最終的に収容できました後に現地での式典を行った後、千鳥ヶ淵戦没者墓苑での引渡式に至るという状況をお示ししたものでございます。

29ページを御覧いただきたいと思えます。遺骨がお帰りいただいた後の流れを簡単にお示ししたものでございまして、政府派遣団から御遺骨が厚生労働省に引き渡しをされますが、その際には、原則的には千鳥ヶ淵戦没者墓苑の会場、敷地内をお借りして、このような形で引渡式をとり行います。引き渡しを受けました御遺骨につきましては、私ども、霊安室と申し上げておりますが、厚生労働省内の仮安置室に御安置し、その後、調査可能な御遺骨につきましては、DNA鑑定などによりまして身元特定を取組を行っているところでございます。

DNA鑑定につきましては、また後ほど詳しく申し上げますが、鑑定のとり行いにつきましては、御覧のとおり、御遺族への御案内、これまでに1万2858件、遺族への呼びかけを行いました。そのうち3473件の御遺族からDNA鑑定の申請があり、検体を提供いただきました。鑑定数は3262ケース、そのうち身元が特定できたものは、これまでに1149ケースでございます。なお、DNA鑑定につきましては、平成15年度から全額、厚生労働省の国費負担によりとり行っておりまして、この数字はいずれも平成15年度以降の累計となっております。

身元特定できたもの以外には、身元がわからなかったもの、あるいは鑑定が難しく、判断がつかなかったものなどが含まれておりますが、主に身元がわかった内訳としましては、旧ソ連が1135件、それ以外の南方等地域が14件という状況でございます。これについても、後ほど御説明いたします。

なお、今日、DNA鑑定に備え、御帰還いただいた御遺骨は、可能な限りDNA抽出を行い、そのデータを蓄積し、保管するという取組を行っておりまして、これまでに9000余りから抽出を進めていただいております。

30ページ以降は、引渡式の様子をお示ししてございまして、千鳥ヶ淵戦没者墓苑で行ったもの、自衛隊艦船をお借りしたものは、横須賀港でこのような式典を行ったところでございます。

32ページが御遺骨をお納めいたします千鳥ヶ淵戦没者墓苑の概要をお示ししたものでございます。

昭和28年の閣議決定に基づきまして、この建立が決定され、昭和34年3月に竣工いたしました。逐次、納骨室の増設を行っておりまして、最終のものは平成24年度末に行われま

した。

墓苑につきましては、国立公園敷地内にございますので、納骨関連施設を含めます、一体となる墓苑につきましては、環境省の管理下にございます。また、増設しました納骨室などを含めまして、御遺骨の管理につきましては、厚生労働省がとり行っておりまして、千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会によりまして、清掃維持管理などに御協力いただいております。

33ページ以降は、墓苑に関します概況をお示ししたのですが、時間の都合で、ここは割愛させていただきたいと思えます。

36ページは、御遺骨が御遺族のもとに帰ったという報道記事を2つほど例として掲げてございまして、いずれも御遺族に大変お喜びいただいたというものでございまして、私ども、こういったものを心の頼りとして一生懸命仕事をしているところでございまして。

37ページ以降は、遺骨収集とは異なりますが、御遺族を現地にお連れいたします慰霊巡拝の事業について若干載せております。

この趣旨でございまして、昭和51年度から、御遺族の要望にお応えするために、戦没者の慰霊を目的とした慰霊巡拝を行っております。なお、特に遺骨収集が技術的にかなわない艦船等で海深く沈んでしまいました戦没者に対しましては、適宜、船などを使って、洋上での慰霊なども行っているところでございまして、実施状況は御覧のとおりでございます。

慰霊巡拝の流れは御覧のとおりでございまして、基本的には各都道府県に御協力いただき、御遺族の推薦をいただき、厚生労働省が実施するという流れでございまして、厚生労働省職員により引率などを行い、現地にお連れし、慰霊を行っているということでございまして。

39ページ以降は、慰霊巡拝に御参加いただきました一例としまして、平成30年度のフィリピンでの慰霊巡拝の御参加遺族から、これは毎回、慰霊巡拝ごとにアンケート調査を行っておりますが、そのうちの一例として載せさせていただいております。さまざまな御遺族の思いが、この慰霊巡拝にもあるということも、私ども、改めて確認いたしているところでございまして。

44ページを御覧ください。主要戦域に建立いたしました政府の慰霊碑の状況をお示したものでございまして、海外では、御覧の15箇所に慰霊碑を建立し、私どもによりまして維持管理・保守などを進めているところでございまして。

45ページを御覧いただきたいと思います。一つの区切りとしまして、今まで御説明しました内容・資料に基づいて、論点として考えられる点を事務局として勝手ながらここに掲げさせていただきまして。これ以外にも多数、さまざまな御意見あると思えますが、私どもとして考えられる点としては、このようなことが言えるのではないかとこのところを御参考までに列記させていただきました。

遺骨収集事業について、これまでの歩みをどのように評価いただけるか。

遺骨収集事業につきまして、集中実施期間の3分の1、3年を過ぎた現時点におきまし

て、状況の確認・課題の整理を行う必要があるのではないか。また、事業自体につきまして、国民の方々の理解を深める努力がさらに必要ではないかという点。

関係機関との連携、推進法の趣旨を踏まえまして、厚労省と指定法人の役割分担を明確にして、指定法人の構成団体との連携をさらに深めていく必要があるのではないか。

指定法人につきまして、事務局の体制強化を図る必要があるのではないか。これは、今後、事業を推進していくという意味においての問題意識でございます。

また、遺骨調査団・収集団につきましては、より若い世代に参加いただけるよう工夫していく必要があるのではないか。また、実施に当たりましては、当然のことではありますけれども、参加者の安全・健康への配慮といったものも十分に行っていく必要があるのではないか。

また、慰霊巡拝につきましては、御遺族のお気持ち等を尊重した事業として、不断の見直しをしていく必要があるのではないかといったことが言えるのではないかとということで、勝手ながら付けさせていただいたところでございます。

説明だけでここまで来てしまいまして、もしよろしければ、ここで一旦区切りをつけて御議論いただければいかかと思っておりますが、座長、いかがでしょうか。

○増田座長 吉田課長、詳細な御説明、どうもありがとうございました。

戦後70年以上経過いたしまして、その間、旧厚生省を初め、また一般の民間の方々の遺骨収集に関するさまざまな御尽力の状況を非常に詳細に御説明いただきました。どうぞ、ただいまの御説明に対しまして、構成員の方々から率直な御意見、御感想あるいは御質問を出していただきたいと思っております。特に、最後に考えられる論点が提起されておりますけれども、そういう点にも関連した御意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞ自由に御発言をお願いしたいと思います。

どうぞ。

○畔上構成員 日本遺族会の畔上と申します。厚生労働省の皆様には、私どもの監督官庁として、日頃より御指導いただいております。ありがとうございます。

この資料をいただきまして、幾つか思うことがあります。そして先ほど局長のほうから、忌憚のない御意見をというお話がございましたので、ざっくりと3点ばかり意見を申し述べさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますけれども、9年のうちの残り3分の2というお話がありましたけれども、私、推進協会のほうの役員もやっております、その際にもいろいろ申し上げてきたのですけれども、全体的なマスタープランといいますか、グランドプランといいますか、トータル的なプランがまず見えてこないということを前々から申し上げてまいりました。今、128万御奉還いただいて、112万柱がまだ海外に眠り、およそ60万弱が可能性としては残っているということでもあります。そうしますと、この近年、推進協会ができてから、昨年度が818、その前が900ということで、おっしゃるとおり1000を切っているという現状にあるわけです。

私どもの派遣団員がそれぞれ報告してくれますので、意見を聞くと、あるところからも言われる。毎年1000柱等々を御奉還いただいても、10年やっても1万、100年やっても10万ということになった場合に、トータル的にどういうふうにするのかということとはしっかり考えてもらいたいということを、遺族会、私ども団員のほうからいろいろ申し述べてきておりますので、その辺を含めてトータル的なプランをぜひお考えいただきたいというのが1点であります。

そして、2点目でございますけれども、自衛隊の協力をぜひお願いしたい。先ほどの硫黄島の図にも入ってございましたけれども、御説明にもありましたけれども、これからいわゆる僻地での作業になります。そうしますと、私どもの遺族会の団員は遺児の皆さんが中心にやっておりますけれども、かなり高齢になってくるという実態があります。そして、日本遺族会では青年部という組織を作っておりますので、孫、曾孫等々、働きかけて実際に取り組んでいるところではありますけれども、高齢化という壁は否めないところがあるということになります。

今後、さらに遺骨の収集を促進するということになれば、今まで以上により僻地、厳しいところの収集に向かわないと結果が出ないのではないかと思います。そういう中におきましては、ぜひ専門的な知識あるいは訓練を受けた者等々、総合的に力のある方に御参画いただきたい。この法律、国の責務と位置付けておりますので、ぜひその辺を御理解いただいて、そして自衛隊の参加。これは、私もある会合で防衛関係のOBの方がたくさんいる中で、ざっくばらんにお話を伺いました。そうしたら、省庁会議等でしっかりとお話いただければ可能性はあるのではないですかという御意見を伺いました。

また、お話の中で、自衛隊員が24万数千名の定数の中で、1万ぐらい、定数に満たないというお話も伺いました。そういう人員的なこともあろうかと思っておりますけれども、その辺を厚労省中心に、外務省、防衛省でお話しいただいて、自衛隊の投入をぜひ御検討いただければなと思っております。

そして、3点目でありますけれども、収骨の方法をぜひ機械化。と言いますと、私、具体的にどういうことをするというのを申し上げる知識はないのですけれども、基本的に私ども遺族会、特に遺児としましては、御遺骨に関しては、敬意と尊崇の念をもって収骨に当たっております。したがって、洗骨作業等は手で丁寧にやっているというのが現実でありますけれども、そういう中にありまして、参加している団員の方から、同じように何年かかるのだろう。この手作業でやっている限りは、到底収骨は追いつかないのではないかという意見が出てきます。

したがって、尊厳を損なわないようなことを考えながら、機械化の工夫をしないか、残りあと6年と言いますけれども、とても6年で終わる感じじゃないと思っております。少しでも、1体でも多く収骨するためには、そういう取組が必要なのではないかなと思っております。

それとあわせて、短期的に団員が行って帰ってくるという状況にあります。そうすると、

実際の作業時間等に制約がありますので、ぜひ継続的な団員の派遣、途中で交代等があると思いますけれども、そういう派遣の検討。そして、外地において、それぞれ専門官等々も少しずつ配置されているようでもありますけれども、窓口になる大使館なり領事館に専門官を配置していただいて、いつでも対応できるということを、何回もしつこく言うようですけれども、国の責務という法律であるのであれば、ぜひ積極的に取り組んでいただきたい。

大きくこの3点、最初に意見として申し上げたいと存じます。よろしく申し上げます。

○増田座長 畔上構成員に具体的にお話しいただきました。

ほかに御意見、御質問ございますか。どうぞ。

○赤木構成員 JYMAの赤木と申します。

新しい推進法というのは本当に画期的な法律で、超党派で全ての議員の先生たちが全会一致で決めていただいて、関係くださった方々には大変感謝申し上げたいのですが、この推進法以降、現実に現場で遺骨の収容に当たる身として、良かった点と悪かった点を端的に言うと、自発的に自分たちの調査の計画・立案ができるということが、厚労時代に比べて大変良かった点だと思っています。

ただ、悪かった点としては、国の責務で行われるはずである推進法下の遺骨収容事業が、逆に具体的に言うと、外務省などは地域によってはサボタージュというか、厚労時代よりも後退して、本省からの指示がなければあなたたちの言うことは聞かないみたいな、木で鼻を括った態度で接せられるようなことがあり、その対応に収集団員が追われるような事態も出てきている状況です。もちろん、館員を挙げて御協力くださる領事館、大使館もありますけれどもね。

私ども、主に中部太平洋と南西アジアの調査を担当しているのですけれども、一番速やかに行ってほしいのは、遺骨を焼骨してしまうことを直ちにやめていただきたいということは、厚労時代から申し上げます。これから審議されるのでしょうかけれども、科学的な鑑定によって、証拠の宝庫である遺骨を現地で焼いてしまうことに対して、厚労省のほうは、御遺族の感情あるいは関係国の検疫事情、さらに最近、新しく持ち出してきたのは、旧陸軍の埋葬法に準じてやっているという理屈で行われています。

バジェットの部分を見れば、遺骨収集関係の予算の中で、どうしても厚労省のほう为主予算の部分を使っているということで、鑑定と兵籍簿という個人情報にかかわれるのは厚労省だけなのにもかかわらず、お願いしている、2年前の認識票の照合すら、まだ回答がないという状況で、その状況の中で、今、ちょうどマリアナ諸島で焼骨が行われているのです。この認識票の照合の答えをもらっていない遺骨が、今、焼かれているのです。

もちろん検体はとっている。そして、個別に焼いて別々にするというようなことなのでしょうけれども、鑑定に疑義があるようなこともマスコミなどでも言われています。先日も「AERA」とか、3月の硫黄島の鑑定を、先ほど可能な限り、DNA鑑定をするという19ページの説明がありましたけれども、硫黄島に関しては、毎日新聞で鑑定せずという報道もなされたよう

ですし、そういったことも踏まえて、遺骨の科学的鑑定のために、現地での焼骨を直ちにやめていただきたいということです。

それから、令和6年までのタームということで、推進協会も事務局の体制強化を図る必要があるのではないかとというのが考えられる論点の中に入っておりますが、実際問題、推進協会になってから、ヒューマンリソースの部分で、はっきり言っておじいちゃんとアルバイトがやっているというお粗末な状況です。これは、厚労省の現職出向というのでしょうか、現職職員の出向も考えていただかなければ、その成果、結果といったものは当然落ちざるを得ないと私は認識しています。その辺も御検討いただけないかと思っています。

○増田座長 赤木構成員、ありがとうございました。

今日は初回でありますので、できるだけ多くの構成員の方々から御意見賜りたいと思いますので、1、2分で簡潔に具体的に御発言いただけますと大変ありがたいので、どうぞ御協力よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでございましょうか。どうぞ。

○秀平構成員 その立場、立場で本当に皆様にはお世話になり、こういうことができていくということは、遺児の1人といたしまして、感謝いたします。

私の父は、西部ニューギニアで亡くなっております。もちろん、御遺骨も帰ってきてはおりません。赤紙1枚で出て行って、生きて帰らせていただけなかった。せめて御遺骨の指の1本でも帰ってきてほしいというのが私の気持ちです。うちの市の中で、今、3名、DNAが合って帰ってこられました。御兄弟の人がお2人、遺児が1人。モンゴル、ロシアがお2人です。どんなに喜ばれるか。うちは赤飯を炊いて祝います。紅白のおまんじゅうをとって、皆さんに配ります。これほど喜んでくださるのは、私たち、遺骨収集に行かせていただいて、身に余る喜びです。

父を探しにニューギニアに行っても、私たちは探す場所もどこもありません。だから、どの方でもいい、私は連れて帰ってさし上げたいというのがありまして、20数年、沖縄もロシアも、去年は硫黄島のほうも行かせていただきました。だけれども、これがもう10年、20年、もっと集中的に早くできていけば本当によかったのになというのが本音です。高齢になってきております。今年に行かせていただけても、来年は、それこそこの年でどうなるかわかりませんし、再来年がどうなるかわかりません。高齢者と言いますけれども、20数年、こうしてかかわらせてもらっているのは、上手に手抜きをしながら、一片残らず御遺骨を迎えてあげられる。これも高齢者の一つの仕事です。

お若い方が行って、次を継いでくださるのが一番いいのですけれども、若い人たちだけでなくて、経験者と若い人たちとで一緒になって遺骨収集ができる。高齢者も必要ではないかなと私は思っております。指の1本でも帰ってきてほしい。でも、DNAを合わせる御兄弟もだんだん亡くなくなりました。遺児の人でさえ、だんだん父親のところに行っております。

だから、DNAができたから、ふるさとの両親のそばで、1、2年しか一緒にいなかった妻

のお墓と一緒にといっても、返してほしいという人たちもだんだんと少なくなりつつもあります。実際に、それは聞いております。甥御さん、姪御さん、その下になってくると、御遺骨にDNAを合わせてみませんかと言われても、誰の骨かわからないのに、お墓まで新調して返してほしいという人もこれからだんだん出てくるのではないかと考えております。1年でも早く、これを集中的にもう少ししてほしいというのが、私は現場の人間ですので、現場のことしかわかりませんが、皆さんの中で、いい方法で、1日でも早く60万人の方たちが帰ってくるようお願いしたいなと思って、今日は来させていただきました。

○増田座長 ありがとうございます。

他にいかがでございましょうか。どうぞ。

○浜井構成員 帝京大学の浜井と申します。

私は遺骨収集の歴史について研究をしております。歴史的に見れば、こういった形で民間の関係者が集まって、遺骨収集のあり方について検討し、提言するということは、ほとんど初めての試みではないか、その意味で、これは非常に貴重な機会だろうと考えております。今、構成員の皆さんから非常に貴重な御指摘がありました。特に、マスタープランが見えてこないというのは、全くそのとおりだと思っております。

私は、この会議が何を狙っているのか、この会議が遺骨収集事業の将来に対してどのような役割を果たすのかということが非常に気になっております。

その点は会議に参加する際にも事務当局に確認させていただきましたが、非常に貴重な折角の機会ですので、推進法が定める集中実施期間後を見据えた形で、まさにマスタープランといいますか、戦後70年以上たった時代における遺骨収集事業のあり方というものについて、大局的な観点から議論し、提言ができるような性格の会議であるべきだと考えております。

もちろん、7月までに一定の中間取りまとめということがありますので、まずはそれに向けて議論する必要がありますが、今、お話ししているだけでも幅広い論点が出てきております。ですので、すぐに何か結論が出るわけではないかもしれませんが、例えば中間取りまとめの段階においても、将来的な最終とりまとめに向けて、遺骨収集のあるべき姿についての論点整理だけはやっておく。少なくともそれに向けた準備作業をしておくことが重要と考えます。会議もそうそう頻繁に開催できるわけではないと思いますので、そうしたことを念頭に、効率的に、かつ実効あるような形で進めていくことが必要なのではないかと考えております。

以上です。

○増田座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○戸部構成員 ありがとうございます。

私、日本の近現代史を専門に勉強してまいりまして、たまたま推進協会の過去1年間の

実績について確認・評価する厚労省の専門家会議と言ったらいいのでしょうか、有識者会議と言ったらいいのでしょうか、そのメンバーにも加えさせていただいております。今、御発言になった浜井構成員と一緒に、竹之下さんの推進協会を訪れまして、そこでどういふことをおやりになっているのかということも拝見いたしました。

その過程で印象に残りましたのは、過去3年間、非常に丁寧に時間とお金をかけて、遺骨収集に関する情報を集積し、それをきちんと地図の上にまとめる作業をしていらっしゃることであります。これから6年間、その情報が生きるとを私は期待していきたいと思いますが、と同時に、この情報は恒久的に残るものでありますから、今後の6年間だけではなくて、その後も事業は続くはずでありますので、それに役立つような情報にさらにバージョンアップしていただきたいというのが一つのお願いであります。

もう一つは、先ほど赤木構成員が御発言になったのだらうと思いますが、推進協会の構成についてであります。先ほど吉田さんの御説明の中で、遺骨収集団の中にボランティアの20代の方がそれなりに参加していらっしゃるということを知り、ちょっと安心したのですけれども、一番、今、大事なものの一つは、後継者をどうやって育成していくかということだらうと思います。

それをボランティアに頼むということだけでやっていくには、どこかで限界が出てきてしまうように思いますので、できれば推進協会の中で有期雇用の形で、常にこの問題にかかわっていくような人々、若い人たちを育てていくということが大事なのではないかと思いますし、できましたら、この会合でそうした方向を打ち出していただければありがたいと思います。

以上です。

○増田座長 ありがとうございます。

今、お名前が出ました竹之下さん、いかがでございましょうか。

○竹之下構成員 遺骨収集推進協会の竹之下でございませう。

大きな期待を持って作られた団体だと思っておりますが、私には同時に、焦りと途方に暮れるような、どうしようもない気持ちが常に背中合わせと申しますか。逆に、9年間の集中期間のもう3分の1過ぎたよ。あと、どうすると言われると、余計そういう焦る気持ちのほうが先に立つのですけれどもね。

誰かがおっしゃいましたように、それまでは1000体超えていたのが、最近、1000体を切るようになったじゃないか。協会を作ってやられるようになってから、むしろ能率が落ちているのではないかという批判も聞いたことがあります。ただ、ますます遺骨そのものの存在の発見が難しい状況になっていること、情報が非常に乏しくなっていること、さらに、非常に困難な地域だけが残されていっていることから、私ども、精一杯やってもこの程度かなと。しかし、これじゃ、本来、法律の期待しているところには到底追いつかないなということで焦りが生じているわけです。

絶えず、抜本的にどうすればいいだらうということをお考えながらやっているのですけれど

ども、むしろ、やったことのない方の突拍子もない意見が、あるいは参考になるかなと思ったりするときもございます。そういう毎日でございますので、ここでいろいろな視点を頂戴したことを具体的にどう行かしていけるかということの参考にさせていただきたいと思って参加しております。

よろしくどうぞ。

○増田座長 どうもありがとうございました。

まだまだ御意見、伺いたいところでございますけれども、この後、また説明を吉田事業課長からさせていただきますので、その後、御質問等々、よろしくお願いたします。

○吉田事業課長 それでは、大変恐縮ですが、資料の残されたページにつきまして御説明申し上げたいと思います。

47ページ以降になります。「推進法施行後の遺骨収集事業の進捗」がどのようになっているかということについて、以下の資料で御説明申し上げたいと思います。

初めに、情報収集の関係でございますが、まず、47ページを御覧いただきたいと思いません。先ほど申し上げましたとおり、遺骨収集を具体的に実現するためには、まず情報収集が出発になるということで、掲げてありますような戦友などからの聞き取り情報、海外で残された資料、それから現地に実際足を運んでする調査などが、その基本となっております。しかし、戦友からいただいた情報というのは、そもそも戦友の方々、生還者がどんどんお亡くなりになって、残された情報も極めて少なくなった、直接お話を伺う機会もほとんどなくなってしまったということがあります。

一方で、各国の公文書館等に残されました戦闘記録などの資料が貴重な情報として、実際、遺骨収集に生かされたという実績もあり、その情報収集に基づく資料の精査、現地調査に今後、力を入れていきたいと考えておるところでございます。

48ページを御覧いただきたいと思いますが、実際、海外で行った情報収集とはどのようなものかということ、この資料で御説明してございます。

交戦国であった、主にアメリカあるいはオーストラリア、イギリス、ニュージーランドの公文書館などに残されました、当時の軍がつくられた資料をもとに、日本人戦没者の埋葬に関する、とりわけ場所を示す情報について収集してきたところでございます。

その対象物のイメージが48ページの下にございまして、例えば文章の資料では、具体的に日時・場所を示す記載があったり、右側の地図では、おおむねの場所を示す地図が残されていたということがございました。

このようなものの発掘・調査に努めまして、49ページ以降、その具体的な情報収集の結果について整理したものでございます。

まず、多くは英文で作られておりますので、それを翻訳しながら、必要な情報だけを整理して一覧化を進めております。また、位置情報などもきちんと整理しておくということでありまして、多くは地図上に、旧対戦国が作り、場所によっては、おおむね200m四方と聞いておりますけれども、グリッド図で、グリッドの番号をもとに、実際、その

場所がどこにあるかというものを現在の地図に当てはめながら場所の特定に努めてきたところでございます。

50ページが総数をお示しするものでございまして、これまでに集められた情報を一覧化してございます。平成21年以降、このような取組を開始いたしましたけれども、総数で5万9659ファイルから25万5000余りの紙資料などに当たりまして情報収集に努めました。そのうち、有効な情報と思われるものが14万8000余り、参考として位置付けられるものが残り10万ちょっとということでございました。

有効情報をさらに突き詰めてまいりました概念図が下のものでございます。精査しながら、埋葬に関する記載があるものが約1万件ございました。そのうち具体的な場所を示す情報が1695件ございました。これごとに、今、現地調査を進めながら確認を進めてきているところでございます。

51ページが各主要地域の埋葬地をあらわす情報の分布を一覧化したものでございます。

また、52ページは、先ほど戸部先生から御紹介がありましたArcGISという地理情報システム、これは既存のシステムで市販化されているものですが、このシステムを活用いたしまして、電子上の地図に集めた情報、それからこれまでの実績などをプロットしながら落とし込む作業を進めておりまして、これを推進協会と私どもの間で共有しながら、この情報を随時ブラッシュアップしていくという作業をしております。

53ページ以降が遺骨収容状況、それから各地域に整理いたしました実績と現状、課題などを一覧化した資料でございます。

53ページを御覧いただきますと、先ほど来申し上げましたとおり、法律ができました平成28年度は収容実績が881でございました。前年が1054で、以降3年間、939、836と、1000体を下回る実績の推移となっております。

54ページ以降が、その地域ごとの状況をあらわしたものでございます。時間の都合で、個々の御説明は割愛させていただきますが、例えば沖縄で御覧いただきますと、戦没者の概数が18万8000余りとなっております。うち収容数が18万7410と、統計上なっております。一方で、沖縄につきましては、日常的に御遺骨が発見されるケースが多うございまして、主に沖縄県に委託して実施しておりまして、このような状況となっております。

次が硫黄島。

さらにめくっていただきますと、多いところでは、56ページの東部ニューギニアが12万7600人の戦没者数に対しまして、未収容が7万6000余りあるという状況でございます。これにつきましては、先ほど申し上げました海外資料で特定いたしました場所などを中心に、また関係団体の皆様に御尽力いただいて、情報集めに注力しているところでございます。

58ページには、旧ソ連の状況をお示ししてございまして、戦没者、いわゆる抑留中に亡くなられた方々が約5万3000人おられますが、未収容のものが3万4000余り残されております。これは、主にロシアから提供されました埋葬地図あるいは資料などをもとに、埋葬地を特定しながら収集に努めているという状況でございます。

60ページを御覧いただきますと、フィリピンが書かれてございます。ここが主要戦域の中で亡くなられた数が一番多く、51万8000になっておりますが、未収容の御遺骨が36万9470とされてございます。なお、フィリピンにおきましては、現状・課題のところにお示ししましたとおり、平成22年に民間団体に委託した結果としまして、現地の方々の御遺骨が混入したのではないかという情報もたされまして、一旦事業をとめて検証し、再発防止を盛り込んだ協力覚書を昨年、取り交わしをしまして、昨年10月から事業をようやく再開できたという状況でございます。

61ページは、インドネシアの状況が書かれて、ここも数が大変多うございまして、全体で8万4400人ほど亡くなられておりますが、まだ半数近くが残されているという状況でございます。インドネシアとの間では、覚書を交わし、実施してございましたけれども、その覚書の期間が失効いたしまして、現在、その再締結に向けた協議を進めておりますが、今年3月に交渉妥結に至りまして、サインをするということで今、鋭意調整しているところでございます。

今、御覧いただきましたものが各地域の取組状況ということでございました。

63ページ以降が、法施行後、現地調査を行った具体的な遺骨収集の派遣の状況を一覧化したもので、御参考にしていただければと思います。

68ページの硫黄島に係る遺骨収集等の方針についての資料を簡単に御説明したいと思います。

硫黄島におきましては、政府内に関係省庁会議を構成しておりまして、議長に衛藤晟一総理補佐官が御就任いただいておりますが、その関係省庁会議のもとで、私ども、防衛省、外務省などの関係省庁が一体となって取組を行っておりまして、平成26年に定められました取組方針に基づきまして、現在、進捗しているところでございます。

69ページにその概略をお示ししてございます。

現在、続けておりますのは、1つは、滑走路地区の掘削調査でございまして、31年度からは、より深いところを探り当てる機能・性能を持ったレーダー探査による壕の発見、それから面的なボーリング調査によります壕の発見などの作業を進めているところでございます。

また、島を取り巻く外周道路の外側の面的調査によりまして幾つかの壕が発見されておりまして、昨年度は全体として42柱ほど収骨できましたけれども、これも残された壕について、今後、引き続きやっていくということで進めてございます。

以上が硫黄島の関係でございました。

70ページ以降が、先ほど来御発言がありました戦没者のDNA鑑定に関する状況を御説明したものでございます。これにつきましては、次の回でまた詳しく御説明の機会をいただきたいと思いますが、簡単に申し上げますと、70ページの取組を御覧いただきたいと思っております。

戦没者の遺骨を関係御遺族にお返しするために、平成15年度から記名のある遺留品など

を手がかりとして、関係御遺族を推定できるように国費でDNA鑑定を行ってきたところがございます。これにつきましては、専門家によります鑑定人会議の御判定に基づき、確定しながら鑑定を進めているところがございますが、DNA鑑定の状況は、下の進捗状況を御覧いただきたいと思っております。

御遺骨側のDNAにつきましては、御遺族からDNA鑑定の御希望があった場合に、その検体に限ってDNA抽出を行うこととしておりましたが、現在は、先ほど申し上げましたとおり、可能な限り、DNAは御遺骨側については集めるということで、データベース化を進めているところがございます。これは、平成28年度から、このような取組を行っております。

一方、御遺族への呼びかけにつきましては、平成15年度開始時は遺留品などがあった場合のみということで、行っておりましたけれども、今日では、御遺族に呼びかけをし、手を挙げていただき、遺留品などの手がかりがなくても、そこで亡くなったと推定される戦没者の御遺族との間でのマッチングを行う取組を、沖縄で試行的に行っているところがございます。

71ページがこれまでの状況でございますが、先ほど申し上げました、これまでに1149ケースについて身元がわかりましたが、一方で、2000ケースにつきましては、DNA鑑定をしましたがけれども、結果として身元特定に至っていないという状況でございますが、これは明らかに親族関係が否定されたものと、血縁関係が科学的には判定不能だったものということ、両方が含まれてございます。

72ページは、今年3月に沖縄での試行的取組を踏まえた結果と、今後の取組について厚労省として公表させていただいた資料をおつけしてございます。

73ページは、沖縄での取組状況をお示ししましたが、29年度から試行的な取組を展開してまいりましたけれども、今日まで、残念ながら身元特定に至っていないという状況がございました。

これを踏まえまして、74ページの今後の方針のところを御覧いただきたいと思っておりますが、沖縄での試行的取組は今後も引き続き行うということで、沖縄県で残された御遺骨については、今後、精査し、抽出可能なものについてはDNAを抽出していくということ。

それから、沖縄県内の各地にある慰霊塔に残された御遺骨についても可能性があるということで、これも調査を進めていくという方針を定めました。

一方、沖縄以外の南方等の戦闘地域につきましては、遺留品など戦没者を推定する手がかり資料がない遺骨のDNA鑑定につきましては、別途、有識者、遺族及び遺骨収集の担い手、専門家から御意見を伺いながら、今年夏をめどに検討としてございますが、まさにこの検討というのは、この会議の場を通じて皆様に御議論いただきたいと考えているところがございます。

なお、遺留品を伴って発見されました御遺骨、それから旧ソ連・モンゴルでの抑留中死亡者の御遺骨につきましては、埋葬資料が存在することから、引き続き、鋭意進めていきたいと考えてございます。

75ページ以降は、これまでの厚労省の取組の中で問題事案が発生したことを改めて御説明申し上げたいと思います。大きなものとして2つございました。

1点目が、DNA鑑定の検体の消失事案でございまして、76ページ以降にその詳細が示してございますが、これは平成28年10月にロシアのハバロフスク地方の埋葬地で実施しました遺骨収集の際、検体として採取した歯を誤って焼失してしまった事案でございます。

この事案を踏まえまして、78ページを御覧いただきますとおり、1つは、遺骨収集事業に携わる職員の心構えといったものについて、7つの心得といった規範を定めまして、これを胸に現在、私ども、仕事に従事しているところでございます。

また、具体的な取組につきましては、77ページに再発防止としてお示ししてございますが、時間の都合でここは省略させていただきたいと思います。

79ページが経理に関する不適正事案ということで、遺骨収集のために現地に持ち出しました前渡資金と称する国費の扱いについて、不適切な扱いがあったものでございまして、これにつきましても再発防止策をとり、現在、取組を進めているところでございます。

80ページ以降は、近年のトピックスとして、主に関係国との間での事業再開に至った、先ほど申しましたフィリピンでの状況。

それから、82ページは、インドネシアとの交渉の状況をお示しした資料。

それから、84ページは、アメリカの遺骨収集を行う実施機関でありますDPAAという機関と覚書を取り交わしたことについての御報告の内容をお示しした資料でございます。

以上の資料から、また大変恐縮ではございますが、同様に事務局として考えられる論点は以下のようなのではないかとということで、御参考までに列記させていただきました。

1点目が、情報収集・整理及び分析につきまして、今後、機密指定されている文書の機密指定の解除に向けた働きかけを各国政府に行っていくとともに、機密指定が解除された資料を分析していく必要があるのではないかと。

遺骨収容につきまして、今後、地域ごとの実情を踏まえ、収容可能な地域については、さらに遺骨情報を集約し、計画的に事業を遂行できるよう、残る6年間の集中実施期間におきます地域別の調査・収集計画の目標を設定する必要があるのではないかと。

さらに、遺留品等の戦没者を推定する手がかり資料がない御遺骨のDNA鑑定につきましては、技術的な課題について論点を整理した上で、方向性を見出していく必要があるのではないかと。これにつきましては、先ほど来申し上げましたとおり、次回の会議におきまして、ぜひ集中的に御議論いただければと考えてございます。

また、過去の問題事案に係る教訓、先ほど申し上げました幾つかの事案でございまして、再発防止策が確実に履行されるためには、どのようなことが考えられるかと。

さらに、各国との友好関係を維持しつつ、円滑に遺骨収集事業を進めるため、外務省や防衛省、厚生労働省が緊密に連携を行っていくことが必要ではないかと。

最後に、諸外国との協力、特に米国DPAAとの技術的な協力をさらに推進すべきではないかと等々が考えられるかと思いますが、これも含めまして、ぜひ御議論をお進めいただければ

ばと思います。

○増田座長 吉田課長、どうもありがとうございました。

ただいまの御説明の中に、御遺骨のDNA鑑定の論及がございました。この会議におきましては、4人の法医学の御専門の先生方に構成員として出席していただいております。偶然とは申せ、4人の構成員、まだ御発言されておられません。ぜひ御意見をと思っておりますが、ただいまのアナウンスにありましたとおり、次回により専門的な御議論をいただくという予定になっておりますので、今回は一般的に御意見あるいは御自身の日頃お考えのところ、所見をお示しいただければと思っておりますが、染田構成員、いかがでございましょうか。

○染田構成員 私、防衛医大の染田と申します。

私は、専門家のワーキンググループに参加してはいるのですが、DNAとはまた違った角度からの鑑定の方法についての検討をやっている者であります。過去の経緯からして、鑑定、イコールDNAみたいな感じで議論されておられますが、他国の遺骨鑑定機関では、DNA以外にもいろいろな方法を導入しているので、その点についても今後、皆様にも御紹介して御検討していただきたいと考えております。

○増田座長 ありがとうございます。

では、篠田構成員、お願いいたします。

○篠田構成員 国立科学博物館の篠田です。

私は、古い骨のDNA分析が専門でして、鑑定というものには直接かかわってはおりませんが、一方で、日本人類学会の会長として、かなり長い間、人類学会から遺骨鑑定人ということで人材派遣ということをさせていただいています。

その縁で意見を1つ言わせていただくとすると、先ほど来お話があったように、ここ数年間、全体として未収容の御遺骨の数と、収容されている遺骨の数のギャップの大きさを考えると、残りの6年で何ができるのかというのは当然問題になるのですが、一方で、それを解決しようと思うと、マンパワーの問題というのは絶対出てくるのだらうと思います。

特に、遺骨の鑑定の場合は、それなりに時間がかかる問題ですし、この鑑定自体ができる日本の研究者はそれほど多くはないのですね。ですから、そういう人間をいかに全体に組み込んでいくことができるのかというのは、少しお考えいただきたいということがございます。鑑定のボランティア的な制度というのは、もう限界があるのではないかなと個人的には思っています。そのあたりを含めてお話ができれば、今後、提言ができればと私は思っております。

以上です。

○増田座長 ありがとうございます。

では、浅村構成員、よろしくお願いいたします。

○浅村構成員 信州大学の浅村と申します。

私は、DNA鑑定人会議の構成メンバーをさせていただいておりますけれども、日頃戦没者

の方のDNA鑑定をさせていただいています。次回以降、詳細にということですので、今日は一言ですけれども、一般には、DNAはすごく万能とされているところがあるのですけれども、今まで戦没者の方をやらせていただいている、非常に限界もあると感じております。これに関しては、一般の方を含め、この会議の構成のメンバーの方にも、次回以降、限界、難しいということをご認識をともにしていただきたいと思いますと思っています。

また、詳しいことは次回以降、お話しさせていただきたいと思います。

○増田座長 ありがとうございます。

では、最後になりましたが、水口先生、よろしくお願ひいたします。

○水口構成員 東海大学の水口です。

私は、今、浅村先生がお話しされましたけれども、浅村先生は現在のDNA鑑定人会議の座長でまとめ役をやっていたと聞いており、御覧のとおり若い先生なので、これから最後までずっとやっていただくことになると思いますが、私は一番最初からかかわって、最初のDNA鑑定人会議のときから、まず実験から入って、もうこれで16年になります。ポイントだけお話しして、今日、ほかの分野の方のお話を聞いて、みんな当然だと思われる意見をされていたので。

それに対して答えるというよりも、今までやってきたことのまとめですが、16年やって、DNA検査できた数は9000余りですから、1万に足りないのです。やっているのは、今は11機関になっていますけれども、恐らくみんなボランティア、職を持っている人間が別にやっているDNA検査ですので、それで各教室の人たちが手伝ってくれても、20人はいかない、17、8人の人数でやっていると思います。それが、みんな自分の仕事もあって、その他でやってきた成果が、16年かかって1万弱だということを、まず知っておいていただいたほうがいいかなと。期待に対して、どうやってできるか。私たちができるものの限界を言っているのですが、それが1つと。

もう一つだけ。今日の話にかかわるのですが、主に6年ぐらい前までは全部北方をやっていたので、北方でやったDNA鑑定というのは、条件が限られているので結果が出しやすいDNA鑑定ができて、北方を除いたものはすごく難しいことを要求されて、それをやり出したのはまだ5、6年だということです。だから、私たちがそういう検査をして、DNA鑑定を始めたのも、昔から続いているわけじゃなくて、その段階だということを知っていたら、内容については残りの回で聞いていただければと思います。

○増田座長 ありがとうございます。

もう少し発言したいという点がございましたら。どうぞ。

○赤木構成員 私、3月に自然人類学者で高名な檜崎修一郎先生が現場で形態的鑑定をなさっているときに急変されて、そこで御逝去される際に、ジャングルを緊急搬送で山をおりるときにその担架を担いでいたのです。日本の鑑定というものは、焼骨ありきだからこそ鑑定の先生が御苦労されていると思います。水口先生のおっしゃったように、北方のとき、あるいは南方はさらに難しいというのは、鑑定に必要な検体の部位がそろえられない

ということがあります。

ただ、これを焼かずに遺骨総体として本国へお迎えすることができれば、目隠しをしながら鑑定していただくような状況からは、先生方は開放されるのではないかなと思います。そのためにも、日本の先生たちは片目で、さらに献身的なボランティアで協力していただいている状況なので、これを一刻も早く、予算の確保や、そして厚労省の今までやってきた鑑定結果を公表してはいけないとか、いろいろな状況をつけたり、そういったこともこの検討会で話し合っ、いろいろな基準を作っていくべきではないかと考えています。

○増田座長 ありがとうございます。

まだまだ御意見あるかと思えますけれども、今日は初回ということで、ひとまずこれで収拾ということにしたいと思えます。

秀平構成員がおっしゃるように、本当に待たなしで遺骨収集に全力投球しなければいけない。とは申せ、反面、ただいまの水口先生を初め、4人の法医学の御専門の構成員のお立場から、DNA鑑定は決して万能ではない、オールマイティではないという限界もあるというお話もあり、私にとりまして、また御出席の皆様方におかれまして、非常に幅広い知見を得ることができたのではないかと思います。ぜひ、これを次回以降に持ち寄って、この問題提起、さまざまな問題を事務局も当然検討していただいて、次回以降にぜひまた建設的な議論となり、最終的に我々の方針を固めることができればと思っておりますので、ぜひ構成員の皆様方の御支援、御協力をよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、最後に、事務局から次回に関する御連絡等々ございますか。

○吉田事業課長 次回日程につきましては、各構成員の方と調整させていただきまして、後日、事務局から改めて御通知申し上げたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

○増田座長 それでは、以上をもちまして、第1回目の「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。